

勿凝学問 203

どう考えても、年金で最大の問題は第1号被保険者に被用者が4割以上いることなんだよなあ
それなのに社会保障国民会議雇用年金分科会報告書における使えない提言

2008年11月30日
慶應義塾大学 商学部
教授 権丈善一

さて、今日の話は、おそろしく通向けの話である。しかも年金問題に限った通向けの話。最後まで辿りついた人には、座布団一枚!?

先日の11月27日に、社会保障審議会年金部会から「[社会保障審議会年金部会における議論の中間的な整理について](#)」が公開された。その中に、次の文章がある。

6. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

○ 賃金により生計を営む被用者については、パート労働者や非適用事業所の被用者等を含め、できる限り厚生年金を適用し、報酬比例部分を含めた年金権の確保を図り、その老後の生活の安定を図ることが求められている。

○ 一方で、低所得のパート労働者への適用拡大を図る場合、現行の標準報酬月額の下限(98,000円)の引下げが必要となるが、この場合、国民年金の第1号被保険者(平成20年度で月額14,410円の保険料負担)が基礎年金しか受給できないことに対し、それよりも低額の保険料負担で厚生年金も併せて受給できるというアンバランスが生じることが懸念される。

...

なお、上述のアンバランスを避けながら基礎年金の最低保障機能の強化を図り、かつ、非正規雇用を自然な形で減少させる方法として、現行の第1号被保険者である被用者を雇用する事業主に、事業主負担分だけの保険料納付を求めることも検討すべきではないかとの意見もあった。これについては、対象者がパート労働者や学生アルバイトも含めて非常に多くなることから、事業主が記録管理を行うことが困難になるといった問題が生じるのではないかとの意見もあった。

ゴシックの箇所は、わたくしの意見である。でも若干ミスがある。正しくは、次のように赤文字の箇所「**及び第3号被保険者**」を挿入しなければならなかった。

なお、上述のアンバランスを避けながら基礎年金の最低保障機能の強化を図り、かつ、非正規雇用を自然な形で減少させる方法として、現行の第1号被保険者で

ある被用者及び第3号被保険者を雇用する事業主に、事業主負担分だけの保険料納付を求めることも検討すべきではないかとの意見もあった。

でもまあ、「中間的な整理」だから、良しとしておくでしょう¹。

なお、わたくしの意見につづく、次の箇所は、会議の中では誰も発言していない。しかし最後の最後の公開直前に、次の文章が挿入されていた。

これについては、対象者がパート労働者や学生アルバイトも含めて非常に多くなることから、事業主が記録管理を行うことが困難になるといった問題が生じるのではないかとの意見もあった。

察するに、経済界、つまり年金部会に参加している経団連側が、最後の最後に押し込んだのだろう。とにかく、わたくしの言う「1.5号案——第1号被保険者である被用者及び第3号被保険者を雇用する事業主に、事業主負担分だけの保険料を求める案」を、経済界は、かなり嫌がっているようでいつもいろいろな理由を付けては抵抗する。その点、年金の素人さんや朝日新聞、連合が言う、被用者全員に厚生年金を適用すべし！と言う、勇ましくはあるけど思考力不足の案には、経済界は何ら抵抗を示さない。そうした話、およびこの話題に関する経緯を、今日は紹介しておこうと思う。

時は今年6月4日、社会保障国民会議第1分科会（雇用年金分科会）の場でわたくしは次の発言をする。議題は、「第1分科会中間取りまとめ骨子（案）」であった。

それから、[4ページの上のほう](#)に「とりわけ」というところがあるんですが、「正規と非正規雇用者の格差固定を克服し後者の老後の所得保障を確保する観点から、非正規雇用者に対する社会保険の適用拡大は重要な課題。現在国会に上程されている改正法案の内容にとどまらず、非正規雇用者への社会保険適用をさらに拡大する方向で早急に検討」というところはゴシックか斜字で書いてほしいところなんです。今、パートタイム労働者は、20時間から30時間のところに310万人いるわけです。そこをいろいろな条件を加えることによって15万人ぐらいを対象にするぐらいの法案なんです、今、国会に提案されているのは。だから、20時間から30時間にいるパートタイム労働者の5%適用対象になるかどうかというぐらいの法案が提案されておりまして、この部分を何とかしていろいろな条件を外していきながら拡大できるようにできないだろうか。

そして、20時間から30時間というのも大事なんですけれども、私が一番やってほしいのは、働いた瞬間には事業主は全部保険料を払ってもらおうというようにしていけば、20

¹ といっても、その頃にはないかもしれないが——[勿凝学問 192](#)の冒頭をご参照あれ。

時間、30 時間というのも二次的な問題になっていくんですね。とにかく事業主は全員払ってもらう。先ほどドイツの「僅少労働」制度の下でと言いましたが、ドイツは1時間でも働いたならば、低所得者に対しては事業主の免除はない。本人負担分に関しては、低所得者だから保険料を軽減する権利を与えるから、「今の手取りを増やしますか、それとも将来の年金をとりますか」と問われて、将来の給付とのかねあいでは被保険者本人が選択することになっているんですが、事業主に関しては免除しないと。だから、できたら、その方向まで視野に入れた形で検討してもらいたい。そうしますと、事業主から見ますと、正規だろうが非正規だろうが、同じようなコストになっていきます。そうなってくると、今進んでいる年金そのものが非正規労働を加速しているのではないかということに対して、効果的な歯止め策になるのではないかと思いますので、もし文章を加えていただければいいのでしたら、そのあたりのことも御検討いただきたいと思っております。

事務局は、この発言を受け入れてくれて、6月13日の「[中間取りまとめ案](#)」の中に、次の文言中、ゴシックの箇所を組み込んだ。

⑤ 働き方に中立的な社会保険制度等の確立

上述の雇用政策と年金政策が連動するように、年金制度を働き方と中立的なものにする必要がある。このうち個人の就業行動に与える影響については、すでに高齢者の就労を抑制するような年金保険制度を就労と中立的にすべきことを指摘したが、企業側の雇用行動を歪めている点も見逃せない。とくに非正規雇用者を雇用することが、企業にとって社会保険制度上コストが安くなるために非正規雇用が増えていることは、年金保険制度が過度に非正規雇用を増やしていることになっている。このことは正規雇用者と非正規雇用者の格差を固定することにもなっているため、非正規雇用者への年金保険や雇用保険の拡大を早急に進めるべきである。また、非正規雇用者の老後所得の保障という観点からも非正規雇用者に対する被用者年金適用の拡大が重要であることはいうまでもない。この点については現在国会に上程されている改正法案の成立を急ぎつつ、非正規雇用者への社会保険適用をさらに拡大する方向で、早急に検討すべきである。その際、短時間就労を含め、労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても検討の視野に入れて考えるべきであり、まず少なくとも雇用主については労働時間と関係なく保険料を支払うという制度にすることも検討すべきである。

ところがっ！ である。

その6日後の6月19日に親会議に提出された「[第1分科会（雇用年金分科会）中間取りまとめ](#)」では、次の表現になっており、わたくしの意見は、消えてしまっていた。

このことは正規雇用者と非正規雇用者の格差を固定することにもなっているため、非正規雇用者への年金保険や雇用保険の拡大を早急に進めるべきである。また、非正規雇用者の老後所得の保障という観点からも非正規雇用者に対する被用者年金適用の拡大が重要であることはいうまでもない。この点については現在国会に上程されている改正法案の成立を急ぎつつ、非正規雇用者への社会保険適用と適用事業所の対象をさらに拡大する方向で、早急に検討すべきである。その際、短時間就労を含め、労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても、適用を免れるための細切れ労働時間を設定させないという視点からは検討する価値があるだろう。

そこで、第1分科会（雇用年金分科会）最後の10月17日第8回会議で、わたくしは、次の発言をした。

本日、「働き方に中立的な社会保険制度等の確立」という話がありました。それと関連するところなんですけれども、中間報告の中で、その部分どういうふうに書かれているかといいますと、「非正規雇用者への社会保険適用と適用事業所の対象をさらに拡大する方向で早急に検討すべきである。その際、短時間就労を含め、労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても適用を免れるための細切れ労働時間を設定させないという視点からは、検討する価値があるだろう」というふうに書かれております。

中間報告が親会議に提出されたのは6月19日でした。その直前のこの分科会での会議は6月13日に行われており、その時は、「その際短時間就労を含め、労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても検討を視野に入れて考えるべきであり、まず少なくとも雇用主については、労働時間と関係なく保険料を支払うという制度にすることも検討すべきである」という文章だったんです。「少なくとも雇用主については、労働時間と関係なく保険料を支払うという制度にすることも検討すべきである」という文章がちゃんとあったんですね。そのときに水町委員と小杉委員が、やっぱりこれは雇用主に限らない方が良いとおっしゃって、私もその意見は反対はしませんと言ったんですけれども、不思議なことにいつのまにか、私が言い続けてきた「少なくとも雇用主については」の部分が消えてしまっていた。実は、日本の制度の下では、「少なくとも雇用主については」を加えないと、実行不可能で、意味がない報告書になるんですね。ですから、もしよろしければ、前の部分「労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても検討」は否定しませんので、「少なくとも雇用主については」も加えた両論併記として、追加ではなくて、最終的に6月13日にここで議論したときのバージョンに戻していただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

しかしながら、この要望は受け入れられなかった。わたくしの要望を受け入れれば、他から出されていた要望も受け入れなければならないという側面があることはわかる。だが、わたくしは会議の場で前バージョンに戻してくれと頼んだのであり、会議の場で報告書について話をした者は他に一人もいなかった。他の者、そして団体は、会議の外で事務局に要望を出していただけである。

そこでわたくしは、彼ら雇用年金分科会のメンバーが学んでくれれば一歩前進と思い、次の行動をとる許可を事務局からもらって、雇用年金分科会の全メンバーに次のメールを送る。

-----Original Message-----

From: Y Kenjoh [mailto:kenjoh@hotmail.co.jp]

Sent: Friday, October 24, 2008 7:26 PM

Subject: 社会保障国民会議雇用年金分科会報告書「働き方に中立的な制度の確立」について

社会保障国民会議 雇用年金分科会の皆様

以前、第2分科会のメンバーに事務局から送られてきたメールに、全員に返信で送らせていただいております。

10月17日(金)第8回雇用年金分科会で、中間報告の「働き方に中立的な社会保健制度等の確立」の箇所を、6月13日バージョンに戻していただきたいとのお願いをいたしました。この点につきまして、事務局より不可能との回答をいただきましたので、その回答には従います。そこで、現下の年金、労働問題において、この論点の重要性をみなさんにご理解していただくための説明文の配付を願い出ましたら、許してもらえたので、**同封資料**を送らせていただきます。

お手すきの時にご高覧いただけましたら、有り難く存じます。

それではみなさん、長い間、お疲れ様でした。

権丈 善一

慶應義塾大学 商学部

URL <http://www.kenjoh.com>

上記メールに同封していたファイルの内容は、以下の通りである。

社会保障国民会議 雇用年金分科会メンバーの皆様

10月17日(金)第9回雇用年金分科会場で、下記の箇所を、6月13日バージョンに戻していただきたいとのお願いをいたしました。しかし、事務局より不可能との回答をいただきましたので、その回答には従います。そこで、現下の年金、労働問題において下記論点の重要性をみなさんにご理解いただくための説明文の配付を願い出ましたら、許してもらえたので、この資料を送らせていただきます。

社会保障国民会議 雇用年金分科会中間報告

現在国会に上程されている改正法案の成立を急ぎつつ、非正規雇用者への社会保険適用と適用事業所の対象をさらに拡大する方向で、早急に検討すべきである。その際、**短時間就労を含め、労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても、適用を免れるための細切れ労働時間を設定させないという視点からは検討する価値があるだろう。**

中間報告前の最後の雇用年金分科会6月13日バージョン

その際、短時間就労を含め、労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても検討の視野に入れて考えるべきであり、まず少なくとも雇用主については労働時間と関係なく保険料を支払うという制度にすることも検討すべきである。

親会議で中間報告がなされたのは、6月19日でした。その時、6月13日から19日の間に、上記の箇所に変更があったことに気づいておりませんでした。年金部会に6月末、「[平成16年改正後の残された課題について](#)」(9頁)を提出する際に気づき、「短時間労働者と第1号被保険者との逆転現象などを視野に入れれば、最終的な雇用年金分科会中間報告の前バージョンの文言の方が適当である」との報告を、年金部会で行いました。

衆院解散が行われれば、現在国会に上程されている被用者年金一元化法案(この中にパート労働の厚生年金適用が含まれています)は廃案になります。そしてパート労働の厚生年金適用問題は、再度検討されることになると思います。その際、中間報告にある(そして最終報告になる)「労働時間にかかわらず保険料を支払う制度」の文言では、日本のように皆年金政策をとり、定額保険料が存在する国では、対応できません。制度をご理解いただければ、「少なくとも雇用主については労働時間と関係なく保険料を支払うという制度」が、「適用を免れるための細切れの労働時間を設定させない」ということは矛盾しないこと、そして、皆保険を諦めるか基礎年金を租税方式にしない限り、「労働時間にかかわらず保険料を支払う制度」を検討することは無意味であることをご理解いただけると思いま

す。さらに、パート労働の厚生年金適用問題が、今の年金が抱える最重要な問題であることをご理解いただくために、次の文章を紹介させていただきます。お手すきの時にでも、ご覧いただければ幸いです。

● [映画「サンキュー・スモーキング」のすめ——天高く空に舞い日本中に知れ渡れパート厚年適用制度](#)

参考資料

- ▶ [この国の政治家は支援者をないがしろにしてもいいらしい——パート労働厚年適用問題再考](#)
- ▶ [予測される完膚無きまでの負け戦——パート労働厚年適用問題再々考](#)
- ▶ [やはり、政策は力が作るのであって正しさは無力——これでパートへの厚年適用拡大と言えるのならば、憲法9条の改正も永遠に不要だろう](#)

付記

事務局から送られてきた、事務局の判断資料です。「少なくとも雇用主については労働時間と関係なく保険料を支払うという制度」を経済界が反対する理由は理解できますが、そうでない理由で、第9回雇用年金分科会でのわたしの申し出が却下されるのは、残念です。しかし、事務局の判断には従いましょう。

該当箇所を巡る議事録抜粋
(6月13日第1分科会)

〔岡本委員〕

それから今後、非正規雇用者への社会保険適用の拡大の方向は検討すべきだということは、結構であると思います。ただ、下のところが、どうも私は腑に落ちないというか、慎重でなくてはいけないと思うのです。「その際、短時間就労を含め、労働時間にかかわらず」とありますが、1時間でも2時間でもということも含めているのでしょけれども、保険料を支払うことは、国民年金の保険料を支払うことになるのか。あるいは「雇用主についても労働時間と関係なく保険料を払う」ということは、厚生年金をイメージしておられると思うので、ものすごい短時間労働もすべてここでいうように、ネットの中へ入れるべきだと。このようなことだと思うのですが、現実には短時間労働について、雇っている人と、それから働いている人の両方に分けて、ちょっと私説明してみたいと思います。まず、短時間労働者ですが、無数に全国に学生アルバイトがいっぱいいるわけです。それはラーメン屋さん、ファミリーレストラン、あるいはコンビニとかでいっぱい働いているわけです。若い女子なんかは、自分の生活をしながらアルバイトをして収入を得るという形で働いている方がいっぱいいらっしゃる。子育てが終わり、親の面倒を見終わった人などが、自由時間ができたから1日2時間、1時間働くという形で働いている方がいらっしゃるわけです。そういう方々は、一定の企業で働くのではなく、アルバイト料が高ければ、どんどん動いていかれるわけです。だから、極端に言うと1週間ごとに違うと

ころで働いているというような実態が、本当の短時間労働者なのです。

それから、雇っておられるところにしても、卑近な例で外食産業のラーメン屋さんのようなところがいっぱいあるわけで、そういうところは店長、主人が1人でアルバイトを雇い、給料計算をし、全部やっておられるわけです。大企業のように人事課があって保険の整理をしたり、給与計算したりしているわけでないわけです。そういう意味で実態から言いますと、この短時間労働というのは、雇い主の体制から、あるいは働いている方のライフスタイルなり意識から言っても、そう簡単なものじゃないわけでありまして、こんなことをもし実際に検討しますと、今の社会保険庁の年金記録漏れどころの問題じゃなくて、大混乱が私は起こるのではないかと思います。大混乱と言うと言い過ぎかもしれませんが、私はやっぱりもう少し控えて、非正規雇用者の社会保険適用をさらに拡大する方向で検討すべきところを強調していただくほうがいいのではないかなと思います。前回、出ていませんが、もし何かこの辺で御主張があるのであれば、また意見交換をしたらいいと思っております。

〔水町委員〕

「まず少なくとも雇用主については労働時間と関係なく保険料を支払うという制度にすることも検討すべきである」、これは前回権丈委員のほうから言われた案ですが、私必ずしもこれに賛成ではなく、私自身は労働時間と関係なく、雇用主も事業主も労働者も同じように保険料を支払うという制度にすべきだと思います。会社、企業から見ると、労働者負担分も事業主負担分もどちらも人件費で、仮にこれ事業主負担分は課すけれども労働者負担分は課さないということであれば、その分人件費が安いということになって、今の問題が部分的には残るということになりますので、やはり労働者も雇用主も同じように払う。そして、その負担金に見合った給付を得られるような制度にするということが、1つこれの対になっていることだと思いますので、権丈委員の案、またはそういう労働時間と関係なく雇用主も労働者も保険料を支払い、広くそれに見合った給付を受けられる制度とすることも考えられると、複数の選択肢の中の1つとして位置づけていただければなというふうに思います。

〔小杉委員〕

これは、今日の議論を受けての意見なんですけれども、そういう若者の状態を考えると、短時間雇用というような雇用に対して、そういう人たちも年金を払うようにすべきだといいますか、水町さんがおっしゃったことに私は基本的に賛成です。やっぱりこういう入り口に行ったり来たりしているような層をちゃんと社会保険の中の仕組みに入れ込むためには、本人にも負担をさせる必要があるし、あるいはする必要があるし、そうすることで、本人たちも社会の一員になりたいんですよね。なりたし、そういう負担をしていることで、またこういうニート対策などに社会保険のお金を使っていくとか、そういうことが可能になっていくんじゃないか。本人たちが加入者にならなければうまく動かないと思うので、そういう意味では、すべての働く人に入ってもらうという仕組みのほうが、こういう入り口で行ったり来たりしている人たちも救えるのではないかというふうに思います。

〔権丈委員〕

先ほどの岡本さんから指摘されました6ページのところで、水町委員のほうからも出てきたんですが、ここで「雇用主については労働時間と関係なく保険料を支払うという制度にすることも検討すべき」である、「検討」なので、まだ「実施すべき」じゃないんで、検討だからいい

かなというのがあります。それと同時に、労働者の賃金そのものから雇用主だけ払うという形にして、本人のところは払わないというのは、この人は今、1号に入っているという前提なんですね。1号の保険料は定額で払っている、20時間ぐらいまでは。そういう中で、水町委員がおっしゃったように、労務費という形で同じになるからという形で、両方払っていい、私もそれはいいと思う。これはドイツの僅少労働制度のもとで、事業主の分は免除しないけれども、本人分に関しては所得が低いかもしれないから、給付は将来減ることを条件に、本人負担分の保険料支払いは減らしてもいいよというような、半分にしてもいいよというような制度があるわけなんですね。そういうところで、仮に事業主の保険料支払いを本人同様に免除すると、同じ時給であっても、社会保険適用になると事業主の負担は増えますけれども、時給が同じであれば、本人のところは負担しなくていいよというふうにしておいても、別にそこで、企業側が調整するというのも非常に難しい状況になってきます。短時間になったら時給を極端に変えることはなかなか難しいんじゃないかというのがあるので、そこは私は1号の保険料との併用の2号の事業主負担というのがあり、それに加えて水町委員の言うように、そういう事業主本人も払うという制度もあって、それは選択制で本人に決めてもらうというような制度でもいいと思っておりますので、そこはやっぱり検討していただければと思います。

そして、岡本委員がおっしゃるようないろんな難しい、短時間労働から保険料を徴収するには難しい条件があるよということは、これは去年のワーキンググループのほうでも我々もみんなで検討して、相当難しい問題があるので、検討して実行可能かどうかというのを考えてみましょうということがありましたので、やはり検討していいんじゃないかと思っております。

以上

労働時間に関係なく、事業主も労働者も同じように保険料を払うという案——朝日新聞や連合も言い続けている案——は、実は事業主にとってはまったくおそれる案ではない。なぜならば、この案は本論冒頭に触れた次の問題が生じるから、実行不可能なのである。

低所得のパート労働者への適用拡大を図る場合、現行の標準報酬月額の下限(98,000円)の引下げが必要となるが、この場合、国民年金の第1号被保険者(平成20年度で月額14,410円の保険料負担)が基礎年金しか受給できないことに対し、それよりも低額の保険料負担で厚生年金も併せて受給できるというアンバランスが生じることが懸念される。

しかしながら、雇用年金分科会に出席していた年金問題の素人さん達はそのあたりが分からず、話が理解できる経済界の人物には脅威に見える案をつぶしてしまった。ちょっとは怒っていいっしょ(笑)。といっても、事務局に怒っているんじゃないよ。

経済界は、次の言葉で抵抗を示したのであるが、この意見が、年金部会で出ているのであれば、わたくしは、年金カードの話を持ちだしてはいたはずである。

これについては、対象者がパート労働者や学生アルバイトも含めて非常に多くなるこ

とから、事業主が記録管理を行うことが困難になるといった問題が生じるのではないかとの意見もあった。

年金カードは、いずれ年金部会で議論されるべき話である。今回、この話を切り出さなかったことは迂闊であった。

ちなみにわたくしは、年金カードや納税者番号は必要だと考えているが、医療介護の負担と給付が記録された社会保障番号の必要性がどうも理解できず、むしろない方が良くだろうと思っている。次の文章をご参照あれ。

勿凝学問84 [「朝\(あした\)に何も知らねども夕\(ゆうべ\)に書くこと可なり」を座右の銘とする人たち——年金カードから社会保障番号に変化していく報道をながめながら](#)

一枚といわず、座布団五枚の大サービス！！

